第五　病院の入院基本料の施設基準等

一　通則

(1)　病院であること。

(2)　一般病棟、療養病棟、結核病棟又は精神病棟をそれぞれ単位（特定入院料に係る入院医療を病棟単位で行う場合には、当該病棟を除く。）として看護を行うものであること。

(3)　看護又は看護補助は、当該保険医療機関の看護職員又は当該保険医療機関の主治医若しくは看護師の指示を受けた看護補助者が行うものであること。

(4)　次に掲げる施設基準等のうち平均在院日数に関する基準については、病棟の種別ごとに、保険診療に係る入院患者（別表第二に掲げる患者を除く。）を基礎に計算するものであること。

(5)　次に掲げる看護職員及び看護補助者の数に関する基準については、病棟（別表第三に掲げる治療室、病室及び専用施設を除く。）の種別ごとに計算するものであること。

(6)　夜勤を行う看護職員（療養病棟入院基本料の届出を行っている病棟及び特別入院基本料を算定する病棟の看護職員を除く。）の一人当たりの月平均夜勤時間数が七十二時間以下であること等、看護職員及び看護補助者の労働時間が適切なものであること。

(7)　急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、地域一般入院基本料（地域一般入院料３を除く。）、七対一入院基本料、十対一入院基本料又は十三対一入院基本料を算定する病棟における夜勤については、看護師一を含む二以上の数の看護職員が行うこと。

(8)　現に看護を行っている病棟ごとの看護職員の数と当該病棟の入院患者の数との割合を当該病棟の見やすい場所に掲示していること。

(9)　(8)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

(10)　入院中の患者への家族等による面会については、感染対策等の正当な理由なく面会を妨げないよう、面会に係る規定を策定する等の配慮をすることが望ましいこと。

二　一般病棟入院基本料の施設基準等

(1)　一般病棟入院基本料の注１に規定する入院料の施設基準

イ　急性期病院一般入院基本料の施設基準

①　通則

１　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十（急性期病院Ａ一般入院料にあっては七）又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

２　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

３　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日（急性期病院Ａ一般入院料にあっては十六日）以内であること。

４　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

５　診療報酬の算定方法第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び20の規定に基づき厚生労働大臣が指定する病院であること。

６　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うこと（許可病床数が二百床未満の保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うことが困難であることについて正当な理由があるものを除く。）。

７　８以外の保険医療機関にあっては、診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行い、特に高い基準を満たす患者の割合に係る指数が二割七分以上、一定程度高い基準を満たす患者の割合に係る指数が三割四分以上の病棟であること。

８　許可病床数が二百床未満の保険医療機関（一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うことが困難であることについて正当な理由があるものに限る。）にあっては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰを用いて評価を行い、特に高い基準を満たす患者の割合に係る指数が三割五分以上の病棟であること。

９　地域包括医療病棟入院料に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

②　急性期病院Ａ一般入院料の施設基準

１　急性期医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。

２　急性期医療に係る実績を相当程度有していること。

３　当該病棟を退院する患者に占める、自宅等に退院するものの割合が八割以上であること。

４　常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に百分の十を乗じて得た数以上であること。

５　地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

③　急性期病院Ｂ一般入院料の施設基準

１　地域において急性期医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。

２　急性期医療に係る実績を一定程度有していること。

ロ　急性期一般入院基本料の施設基準

①　通則

１　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十（急性期一般入院料１にあっては七）又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（一般病棟入院基本料の注６の場合を除く。）とする。

２　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

３　当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十一日（急性期一般入院料１にあっては十六日）以内であること。

４　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。ただし、新規に保険医療機関を開設する場合であって、急性期一般入院料６に係る届出を行う場合その他やむを得ない事情があるときを除く。

５　急性期一般入院料１に係る届出を行っている病棟（許可病床数が二百床未満の保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うことが困難であることについて正当な理由があるものを除く。）、許可病床数が二百床以上の保険医療機関であって急性期一般入院料２又は３に係る届出を行っている病棟及び許可病床数が四百床以上の保険医療機関であって急性期一般入院料４又は５に係る届出を行っている病棟については、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うこと。

②　急性期一般入院料１の施設基準

１　２以外の保険医療機関にあっては、診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行い、特に高い基準を満たす患者の割合に係る指数が二割七分以上、かつ、一定程度高い基準を満たす患者の割合に係る指数が三割四分以上の病棟であること。

２　許可病床数が二百床未満の保険医療機関（一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いて評価を行うことが困難であることについて正当な理由があるものに限る。）にあっては、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰを用いて評価を行い、特に高い基準を満たす患者の割合に係る指数が二割八分以上、かつ、一定程度高い基準を満たす患者の割合に係る指数が三割五分以上の病棟であること。